

# 「一般社団法人日本手外科学会」

## 学術集会次々期会長選出に関する規程

### (適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、本学会が開催する学術集会の次々期会長の選出について別に定めがあるものの他にこの規程を定める。

### (会長等の選出)

第2条 次々期会長の選出は、総会において行う。

2. 次期会長及び次々期会長は、総会の承認を経て定時総会と同時期に開催される学術集会（付帯事業を含む）の終了の翌日から、それぞれ会長及び次期会長となる。
3. 次々期会長は、総会において代議員の中から選出する。
4. 会長、次期会長、次々期会長に事故ある場合、その対応は理事会で決定し、総会に報告する。

### (選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権は代議員がこれを有する。

2. 次々期会長の被選挙権は、本学会代議員がこれを有する。

### (選挙管理委員会)

第4条 この規程による選挙の管理執行は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）が行う。

2. 委員会に関する事項は、本学会定款施行細則第4号役員選挙細則第4条を準用する。

### (立候補及び推薦状の届出)

第5条 次々期会長に立候補しようとする者、又は次々期会長を推薦しようとする者は、1月31日までに所定の様式を用いて、立候補届又は被推薦者の同意書とともに推薦状を理事長に提出しなければならない。辞退期間は2月1日から2月末日とする。

2. 候補者の立候補届又は推薦状は選挙までに代議員に配布する。

### (選挙立会人)

第6条 総会議長は、選挙当日の出席代議員より選挙立会人若干名を指名する。

2. 総会議長の依頼により委員会は、選挙立会人の立会いのもとに開票を行う。

(投票)

第7条 投票は1人1票で単記無記名とする。

2. 選挙当日、投票できない場合はいかなる理由においても選挙権を拒否したものとみなす。ただし社会状況等に応じて不在者投票を認める場合もある

(当選者の決定)

第8条 有効投票数（白票を含む）の過半数を得たものを当選者とする。

2. 規定の得票に達しない場合は上位2位までの候補者に対して再投票を行う。再投票の場合は過半数を得るまで繰り返し投票を行う。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は選挙立会人の意見を聞き、これを決定しなければならない。

2. 次の投票はこれを無効とする。
  - (1) 日本手外科学会事務局が準備した用紙を用いないもの
  - (2) 候補者の氏名を確認しがたいもの
  - (3) 候補者以外の氏名を記載したもの
  - (4) 定数を超過して記載したもの

附則

1. この規程の変更は、総会における承認等を必要とする第2条の規定を除いて、理事会において行う。
2. この規程は、平成22年5月13日から施行する。
3. この改訂規定は、平成23年4月16日から施行する。
4. この改訂規定は、平成30年3月25日から施行する。
5. この改訂規定は、令和2年4月22日より施行する。
6. この改訂規定は、令和4年12月1日より施行する。